

# 第237回広島県都市計画審議会

- 1 日 時 平成28年7月12日(火)10:00～10:40
- 2 場 所 広島県庁北館2階 第1会議室(広島市中区基町10番52号)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議題等 (1)東広島都市計画道路の変更について  
(2)都市農業振興基本法の制定について
- 5 担当部署 広島県土木建築局都市計画課地域計画グループ  
(082)513-4117(ダイヤルイン)

## 6 議事録

### 目 次

1 開会 .....	1
2 議事 .....	2
第1号議案 東広島都市計画道路の変更について .....	2
報告事項 都市農業振興基本法の制定について .....	9

## 第237回広島県都市計画審議会全体審議

### 1 開会

開会 10:00

○司会 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、第237回広島県都市計画審議会を開催いたします。

それでは、まず皆様にお配りしております資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしておりますのは、審議会次第、委員名簿、配席表、資料1、資料2、資料3でございます。また、事前に送付した資料としては、議案集、議案の概要書、参考資料がございます。

資料の不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

次に、前回の審議会以降に委員の異動がございましたので、御紹介いたします。恐れ入りますが、お手元の委員名簿を御覧ください。

新たに3名の委員に御就任いただいております。審議会条例第2条第1項第2号に規定する「関係行政機関の職員」からの委員については、平成28年5月27日付けで就任の坂井康宏 中国四国農政局長です。本日は代理者に御出席いただいております。

(代理者あいさつ)

同じく「関係行政機関の職員」から、平成28年6月21日付けで就任の鶴沢 哲也 中国運輸局長です。本日は代理者に御出席いただいております。

(代理者あいさつ)

同じく「関係行政機関の職員」から、平成28年6月7日付けで就任の名和 振平 広島県警察本部長です。本日は代理者に御出席いただいております。

(代理者あいさつ)

それでは、会の進行は、審議会運営規程第5条により、会長が「会の議長」となっております。塚本会長、よろしくお願いいたします。

○塚本会長 皆さんおはようございます。ただいまから審議に入ります。会の進行に御協力をお願いいたします。

本日の出席委員は15名です。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第

5条により、この会は有効に成立しておりますことから、これより第237回広島県都市計画審議会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名いたします。今回は、藤原委員と岡崎委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 2 議事

### 第1号議案 東広島都市計画道路の変更について

○塚本会長 では、議案の審議に入ります。

本日は、付議案件が1件と事務局からの報告事項が1件です。

それでは、第1号議案について事務局から説明をお願いします。

○事務局 第1号議案の「東広島都市計画道路 八本松西条線の変更」について御説明いたします。

付議案集の1ページからですが、スライドで説明いたします。なお、お手元の配布資料では資料1の1ページからとなります。説明時間は約20分を予定しております。

スライドは、東広島都市計画区域を示しています。本議案は、青線で示す都市計画道路八本松西条線の変更案件です。四角で囲った範囲を拡大します。

スライドは、東広島市の主な道路の位置図を示しています。黒色の破線は鉄道を示しています。上が JR 山陽本線、下が山陽新幹線です。オレンジ色の実線は高規格幹線道路を示しています。東西に山陽自動車道、南北に東広島呉自動車道が走っています。黒の実線は市内の主な道路を示しています。国道2号西条バイパスが東西に走っています。

画面の左上を見ていただくと、茶色の破線で示していますが、現在整備中である国道2号安芸バイパスが西条バイパスに接続します。

画面の中央部に目を移していただくと、西条バイパスと交差する主要な道路は3路線あります。西から都市計画道路西条駅大学線(通称ブルーバール)、市道土与丸御菌宇線、都市計画道路西条高屋線(国道375号)です。

それでは、都市計画道路八本松西条線について説明します。

八本松西条線は、青色の実線で示しています。国道2号西条バイパスと重複する都市計画道路です。八本松西条線は、国道2号の慢性的な交通混雑の解消と、広域的な連携強

化を図る幹線街路として、昭和50年2月に当初決定されました。以後、7回の計画変更を経て、平成8年に変更した現計画は、東広島市八本松町飯田から西条町上三永を結ぶ延長約13,390m、幅員33mとして決定されています。

今回の変更内容について説明します。

変更区間は、赤色で示す道照交差点を含む約680mです。変更概要については下の赤枠で示す内容となります。まず、八本松西条線と市道土与丸御菌宇線との交差点である道照交差点を平面交差から立体交差へ変更するため、区域の変更を行うものです。また、住居表示の変更に伴う位置の表示の変更、及び都市計画法施行令の改正により、車線数を定めることとなったため新たに4車線に決定します。

道照交差点について説明します。

道照交差点の現況について、上に平面図を示しています。東西方向に八本松西条線、南北方向に土与丸御菌宇線を、灰色の部分は車道を示しています。現計画では、八本松西条線は4車線の計画ですが、終点側の一部区間を除き、暫定2車線で供用しています。道照交差点は、現計画では平面交差となっています。

下には交差点内の写真を示しています。平面交差点であるため、車両の流れについては、青矢印で示す八本松西条線からの車両の流れと、緑矢印の市道からの車両の流れが混じり合うこととなります。道照交差点は、交通量が多いにもかかわらず、平面交差点であるため、交通事故や慢性的な渋滞が発生し、県内の主要渋滞箇所や事故ゼロプランにおける交通事故対策区間に選定されています。東広島市の都市マスタープランでは、道照交差点の円滑な通行の確保及び安全対策の推進を整備方針として挙げています。

今回の計画変更により、道照交差点が右に示すようになります。上に平面図を、下にイメージ図を示しています。赤色で示す部分が嵩上げされることで、道照交差点は立体交差となります。下のイメージ図を御覧ください。車両の流れについては、八本松西条線本線の車両の流れと、緑矢印の市道の車両の流れが上下に分離され、左に示す現況と比べ、交差点内の交通の流れがスムーズになります。

スライドは八本松西条線の模式断面図です。現計画では平面4車線であり、左から順に歩道2.5m、副道4m、片側2車線の車道が7m、中央体をはさんで車道、副道、歩道となります。道照交差点の立体交差化に伴い、車道部分が嵩上げされ、立体の4車線となります。

以上が変更の概要です。

つづいて、立体交差化の必要理由について、まず、当初決定時からの八本松西条線を

取り巻く社会経済情勢等の変化から説明します。

スライドは、市内の大学や工業団地等の位置を示しています。東広島市では、昭和50年に広島大学の統合移転を核とする賀茂学園都市建設基本計画が策定され、その後、青色で示す大学や大規模住宅市街地が形成されるようになりました。また、東広島市は広島中央テクノポリスの対象地域に選定され、昭和58年以降、試験・研究機関や先端技術産業の導入などにより、赤色で示す工業団地等の整備が進みました。これらの社会経済情勢等の変化により、市内の人口は右肩上がりで上昇しています。国勢調査によると、八本松西条線の都市計画決定時である昭和50年に東広島市エリアの人口は約11万人だったのが、平成27年では約19万人と、昭和50年と比べて約2倍増となっており、八本松西条線もその影響を受けています。

つづいて、八本松西条線の将来交通量の推計値の変化について説明します。

最終計画変更時である平成8年に推計した平成22年の将来交通量の推計値は、平面4車線で23,000台から30,000台となっています。一方、今回推計した平成42年の推計値については、立体4車線で64,800台となり、2倍以上にも増加することとなります。

交通量が増える主な要因として、3点挙げております。まず1点目、先のスライドで説明した市内の人口増などの影響により、市内の交通量が増加することが挙げられます。2点目、八本松西条線につながる東広島バイパス・安芸バイパスの整備などに伴い、広島市から東広島市間の交通量が増加することが挙げられます。3点目として、東広島・安芸バイパスは無料の道路として整備されるため、有料である山陽自動車道からの転換交通が想定されることが挙げられます。

2点目と3点目について、次のスライドで説明します。

右上に、広島市から東広島市間を結ぶ主な道路の位置図を示しています。表は広島市から東広島市間の将来交通量の推計値を示しています。右上の位置図を御覧ください。上から有料道路である山陽自動車道、国道486号、八本松西条線です。道照交差点は灰色の丸で示しています。位置図の水色のラインにおける各道路の将来交通量の表を下に示しています。平成9年のデータをもとにした平成32年の推計値と、平成17年データをもとにした平成42年の推計値との比較表です。一番下の行には増減値を示しています。数字については、左が合計値を、右側3列は内訳値として、将来の各道路の交通量を示しています。

まず合計値を御覧ください。平成32年の推計値は104,900台、平成42年の推計値は121,800台と16,900台増加しており、広島市から東広島市間の交通量が増加すると推計

しています。また内訳を見ると、無料である東広島・安芸バイパスの完成により、有料である山陽自動車道の交通の一部が東広島・安芸バイパス等へ転換するなどで13,600台減少する一方、八本松西条線が24,000台増加する推計となっています。

これら3つの要因により、八本松西条線の交通量が平成22年推計に比べ、平成42年推計は2倍以上増加すると推計されます。

次に、今回の計画変更における道照交差点付近の将来交通量と交差点需要率について説明します。なお、交差点需要率とは、交差点における交通混雑の程度を示す指標であり、一般的に大きくなれば交差点の混雑が見込まれ、0.9を超えると交通処理に支障をきたすとされ、運用上望ましくないとされています。

道照交差点付近の平成42年将来交通量ですが、現計画である平面4車線での推計値は約63,300台です。道照交差点の交差点需要率は0.914となり、現計画である平面4車線では、渋滞が発生する可能性が高いことがわかります。一方、立体4車線での推計交通量は約64,800台と、平面4車線の場合とあまり変わりませんが、道照交差点が立体交差となることで、八本松西条線本線と市道の交通が上下に分かれ、交差点需要率は0.149となり、渋滞が発生する可能性が非常に低くなることがわかります。このことから、道照交差点を立体交差にする必要があることがわかります。

つづいて、今回の計画変更に伴う区域の追加と削除について説明します。

スライドは新旧対照図です。東西に八本松西条線があり、南北に西側から都市計画道路西条駅大学線(通称ブルーバール)、そして市道土与丸御菌宇線が交差しています。道照交差点は図面の右側に位置しています。変更区間は、赤矢印で示す区間の680mです。赤色が今回追加する区域、黄色が削除する区域、緑色が現計画どおりの範囲を示しています。道照交差点の立体交差化に伴い、追加区域及び削除区域が発生しています。変更内容については、大きく分けて2点あります。1点目は道照交差点の立体交差化に伴う市道土与丸御菌宇線の取り付け部分の変更と、2点目は今回の道路計画の見直しに伴い、現地を精査したところ、周辺の開発状況等により、一部区域の追加・削除が生じています。詳細は次のスライドで説明します。

まず、道照交差点の立体化に伴う追加区域について説明します。

交差点の立体化に伴い、一体的に整備する必要がある市道区域について、今回、都市計画道路区域に取り込んでいます。青色で囲んだ市道部分について、詳細を下に、右側に横断図を示しています。下の図面を御覧ください。青線が都市計画区域を示しています。

今回の道路計画によるピンク色で示す付加車線である右折車線の追加を含めて、市道部分が追加となります。横断図でも今回の変更に伴い、付加車線、歩道を新たに都市計画道路区域に追加します。

次に現地精査による区域の追加・削除について説明します。終点側の削除区域を説明します。平面図に青矢印で示す部分の現計画と計画変更の断面図を下に示しています。下の断面図を御覧ください。左側の法面が、現地の開発により不要となったため、一部範囲を削除しています。また右側では左側と同様、現地の開発により、歩道の高さに合わせた開発が行われており、法面が不要となったため、一部範囲を削除しています。その他、副道などの見直しにより一部範囲を追加・削除しています。

最後に、道照交差点付近における、本線から市道、市道から本線へのアプローチ等の交通形態について説明します。

図は現計画の道照交差点を中心とした道路の模式図です。青色が八本松西条線を示し、緑色がランプ、灰色が副道を示します。また西側から西条駅大学線(ブルーバール)、市道土与丸御藪宇線、西条高屋線(国道375号)を示しています。中央部が平面交差点である道照交差点です。両側にある交差点はそれぞれ立体交差である御藪宇ランプ交差点、御藪宇交差点です。いずれもランプを有しています。

まず本線から市道へは、道照交差点は平面交差点のため、交差点からの進入が可能です。また同様に、市道から本線への進入が可能です。

つづいて計画変更による交差点の交通形態を説明します。今回の変更で道照交差点が立体交差点となります。それに伴い、道照交差点の両隣のランプを使って、本線から市道、市道から本線に入ることとなります。本線から市道へ進入する場合は、道照交差点では市道にアクセスできないため、上り線の場合も下り線も、いずれも手前のランプを降りて副道を使い、市道に入ることとなります。また、市道から本線に進入する場合、広島市側へは副道を使って進行方向のランプに乗り、本線に入ることとなります。福山市側へも同様に、副道を使って進行方向のランプに乗り、本線に入ることとなります。

以上が変更の内容でございます。

本案件について、平成28年6月6日から6月20日まで、2週間の縦覧に供しましたところ、1名の方から2件の意見書の提出がありました。なお、今回提出された意見書は、騒音についてのものであり、事業実施に係る「質問」であると思われましたが、このたびの変更に関して明らかに無関係であるとは判断できないため、意見書として取り扱うこととしました。それで

は提出された意見書の要旨及びそれに対する県の考え方について説明します。

お手元の資料2を御覧ください。資料2は意見書の要旨を左側に、それに対する県の考え方を右側にまとめています。

1(1)「環境」に関する意見として、「騒音」について、「前回の防音壁設置のいきさつを教えてください」との意見が1件、「今回の騒音予測と必要な方策を示してほしい」という意見が1件ありました。

これらの意見に対し、県は、事業実施に係る意見と判断し、事業予定者である中国地方整備局に伺ったところ、「前回のいきさつについては、供用後に地元住民からの騒音に対する御意見を踏まえ、説明会を開催し、対策が必要な範囲に防音壁を設置している。今後の方策については、事前の騒音予測結果では防音壁を設置することとしているが、詳細は工事完成後の調査結果に基づき、地元住民の合意を得ながら実施する。」ということを確認しています。

なお、今回の変更案については、東広島市から、異存のない旨の回答を頂いています。

以上で第1号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございました。

それではただ今の説明について、何か御質問あるいは御意見等がございましたらお願いいたします。

○藤原委員 交差点改良については特に異存はありませんが、暫定区間がどこまで残るのかをお聞かせいただきたいと思えます。併せて、安芸バイパスの今後の整備予定をつけていただくと、このバイパスの整備効果が十分に高いということが、よりわかりやすくなると思えます。お願いします。

○事務局 これは事業実施に係る御質問であると理解しております。西条バイパスの事業計画ですが、現在のところ、国土交通省から「未定」ということで聞いております。ただし、説明でもありましたように主要渋滞箇所でありまして、交通事故ゼロプランの選定箇所にもなっていますので、道照交差点の事業化については、なるべく早くしていただきたいということで、東広島市からも要望していると聞いております。

また、安芸バイパス、東広島バイパスの進捗状況については、国土交通省のホームページ等にも記載されておりまして、それを説明させていただきます。西条バイパスに接続する部分の安芸バイパスについては、延長7.7kmありまして、現在のところ、用地の進捗率が約80%、工事も含めた事業進捗率が41%と、平成27年度の進捗率はこのようになっており



まして、開通時期等については未定となっておりますが、「完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定する予定」という表現になっています。それから、安芸バイパスから広島側の東広島バイパスです。延長が9.6kmありますけれども、これについては進捗状況が、用地については99%、事業進捗率については74%と、27年度末ではなっております。これについても開通予定等は未定となっておりますが、ホームページでは「完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定する予定」ということになっています。東広島バイパス、安芸バイパスの進捗状況については以上です。

○藤原委員 道照交差点が4車線になって、隣の交差点までが4車線で、そのあとは暫定2車線ですか。ブルーバールまでが4車線になるのですか。

○事務局 その辺の事業の進め方についても、先にその前後を4車線にしていくのか、それとも道照交差点の高架部分だけ着手するとか、いろいろなパターンがあると思うのですが、それについても事業主体、事業予定者である国土交通省から明確な答えを頂いていないところがございます。

○藤原委員 今回の道照交差点は、この前後数百メートルだけの話をしている、それからすぐ暫定2車線に戻るような計画になっているということでしょうか。

○事務局 今回の都市計画の変更については、事業実施に向けた都市計画変更、事業実施に向けた準備と聞いておりますけれども、先ほどから説明しているように、道照交差点部分だけの工事がどのようになるかという詳細なところまでは、事業主体の方も明らかにされていませんし、私たち事務局としても、その辺りの計画については把握していないのが実情です。あくまでも完成形のところの都市計画変更を今回させていただくということでございます。

○藤原委員 はい、結構です。

○塚本会長 ありがとうございます。ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、あくまで都市計画決定の変更ということで、今回はお諮りされているということですね。

そのほかに御質問等がありますでしょうか。

(質問・意見等なし)

○塚本会長 特になしということよろしくございますか。

ございませんようですので、第1号議案について原案通りと決まるとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○塚本会長 ありがとうございます。御異議はございませんので、第1号議案は原案通りといたします。

以上で全ての議案は終了いたしました。

ここで事務局から報告事項がありますので、御説明をお願いいたします。

## 報告事項 都市農業振興基本法の制定について

○事務局 報告事項として、「都市農業振興基本法の制定」について御説明します。お手元に配布しております資料3を御覧ください。

まず資料の構成から御説明しますと、左側のオレンジ色の枠で囲った範囲が、法律の制定に至った背景です。その右側の紫色の枠で大きく囲った範囲が、この基本法の制定を受けて、今年の5月に閣議決定された基本計画の概要を示しております。

都市農業振興基本法の制定に至った背景から御説明いたします。

これまで、市街化区域内の農地は「宅地化するべきもの」とされておりました。ただし、農地を生産緑地法に基づいて生産緑地として都市計画に定めることで、緑地機能とともに、将来の公共施設用地として農地を計画的に保全できる制度もございますが、基本的に、市街化区域内の農地は、土地改良事業等の主要な農業振興施策はこれまで講じられておりません。また税制上は、市街化区域内の農地は、固定資産税が「宅地並評価・宅地並課税」が基本となっております。ただし、生産緑地については、30年間農地として管理する義務と開発の規制を条件に、「農地評価・農地課税」となっており、さらに、終身営農する場合には相続税の納税猶予もなされております。

次に下枠の「状況の変化」についてです。

近年では、都市農業をめぐる状況は大きく変化してきており、例えば、「食の安全意識の高まり」とともに、身近な農地で生産された「顔の見える」新鮮で安全・安心な野菜が手に入ることが高く評価され、自ら農作物を育てたいというニーズも高まってきております。また、その他にも、都市住民のライフスタイルの変化や「農業への関心を持つリタイア層が増加」傾向

であること。学校教育や農業体験を通じた「農業に対する理解と地域コミュニティ意識が高まってきた」こと。人口減少に伴って宅地需要が収束してきたことから「農地から宅地に転用する必要性が低下」してきたこと。「都市環境の改善や緑の安らぎ、景観形成に果たす役割」への期待が高まってきたことなどがございます。とりわけ、東日本大震災をきっかけに、防災の観点から避難場所として都市農地を保全することについても、評価が高まってきているようでございます。

こうした背景から、都市農業の多様な機能を発揮し、良好な都市景観を形成することを目的として、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されました。さらに、この基本法に則し、「都市農業の振興に関する施策」を推し進めるため、平成28年5月に都市農業振興基本計画が閣議決定されています。

次に、中央上段の緑の枠で囲った範囲を御覧ください。基本法の政策課題として、都市農業に求められる多様な機能を示したものでございます。これらの機能を発揮させるため、都市と農業のそれぞれの政策上から再評価がなされております。

中段の赤色の枠で囲った範囲です。右側の都市政策上では、「都市農地を貴重な緑地として位置づけること」や、「都市農業を都市の重要な産業として位置づけること」、「持続可能な都市経営とするために、適切に管理されること」などについて、再評価がされております。左側の農業政策上では、「食料自給率の一翼を担うこと」や「施策モデルとしての位置づけ」、「身近なPR拠点としての役割」などについて再評価されております。

この結果、下の緑の枠で囲った範囲にお示しするような、都市農業振興に関する新たな施策の3つの方向性が示されております。特に「土地の確保」の観点からは、都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」とすることや、コンパクトシティに向けた取組との連携を検討すること、土地利用計画制度のあり方を検討すること、となっております。

右上の青色の枠で囲った範囲に記載しております基本計画のポイントでございます。対象区域として、「市街化区域内にあるべき農地について、どのようにエリアを設定し施策展開していくか」といったことや、農業振興と土地利用計画の制度として、「コンパクトシティに向けた取組と農業施策をどのように連携していくか」などが、都市政策上の視点となって考えております。

また、今後、具体的な制度の内容については、国から示されるようでございます。

以上、簡単ではございますが、制度の御説明となります。

今後の取組といたしましては、国の基本計画や新たな都市農業振興制度も参考としつつ、県及び各市町は、「国の基本計画に基づき『地域計画』を作成するように努めること」となっておりますので、国の示す情報に注視しつつ、農業部局や市町と協議調整し、地方計画作成に向けた情報共有・意見交換など、連携を図って参りたいと考えております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○塚本会長 ありがとうございました。

ただ今の説明について、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

見方によってはかなりの大転換ということのようですが、何か今の時点で御質問や御意見はありませんでしょうか。

○山木委員 農地の宅地化というのが一番最初に言われたと思うのですが、「宅地にすべきものから都市にあるべきものへ大きく転換」と、ここが一番大事なことだと思います。それに対して各県や市町でどのように対応していくかというのが何も見えないのです。私は前の議会でも質問したのですが、基本的な考え方を持っていない、要するに都市計画サイドしかものを見ないというか、やはりこれは農業サイドからも見ながら、この問題にどう対応していくべきか方策を出してもらいたいと思っております。どちらにしても、市街化区域と調整区域、これを調査したのは昭和41年ごろです。市街化区域と調整区域の分け方も、そろそろ見直すか考え直すかしないといけないかな、そういうところまでいったらどうかな、という気もします。市街化区域と調整区域の接点のところの農地がいま耕作放棄地になりつつあります。ですからその辺りの考え方、農業サイドと都市サイドとが、いろいろ現地を見て議論しながら、この法律、基本法に基づいた考え方を新しく作り出してほしいと思っております。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。

○原田委員 質問です。この農業振興基本計画について、都道府県の役割と、市町村の役割と、あと民間の役割というか組織体というか、運営体制は何か、見えているところがあれば教えていただきたいのですが。

○事務局 基本計画の地域計画については、策定主体が地方ということで、県あるいは市町ということは決まっておりますけれども、役割分担については、明確に書かれたものが今のところはない、という状況でございます。今後、国からの情報等を注視しながら、市町も含めて、都市行政が農業の方と調整していく必要がございますので、もう少し情報収集等をして、そういう連携を図っていききたいと。その上で役割分担等を明確にしていきたいと思えます。

○塚本会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

その他、御意見でも結構ですが、ほかにございませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。

今から具体的な内容が出てくるということでございますし、これと裏腹なのかわかりませんが立地適正化計画というものも作られているということで、この辺りをきちんと整理されながら方向性を明確にさせていただくといいかたと、これは感想です。

特にほかにございませんでしょうか。

(意見・質問等なし)

特にないようですので、以上をもちまして、本日の審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

次回の審議会は、11月頃を予定しています。議案や日程等を調整次第、御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会10:40

第237回広島県都市計画審議会委員名簿

平成28年7月12日時点

出席

2条1項1号委員（学識経験のある者）

氏名	役職名	摘要
○ 塚本 俊明	広島大学教授	会長
すぎ杉 原 数美	広島国際大学教授	
○ 藤原 章正	広島大学教授	
○ 西名 大作	広島大学教授	会長代理
むら村 田 和賀代	県立広島大学准教授	
○ 日山 恵美	広島大学教授	
○ 原田 弘子	内閣官房地域活性化伝道師	

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

氏名	役職名	摘要
○ 丸山 隆英	中国地方整備局長	
○ 坂井 康宏	中国四国農政局長	
○ 鶴沢 哲也	中国運輸局長	
○ 名和 振平	広島県警察本部長	

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

氏名	役職名	摘要
○ 平谷 祐宏	尾道市長	
○ よし吉 田 隆行	坂町長	

2条1項4号委員（県議会の議員）

氏名	役職名	摘要
○ 宇田 伸	県議会議員	
○ やま山 木 靖雄	〃	
○ き城 戸 常太	〃	
○ おか岡 崎 哲夫	〃	
○ まつ松 岡 宏道	〃	
○ みや宮 政 利	〃	
○ た田 川 寿一	〃	

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

氏名	役職名	摘要
○ なが永 田 雅紀	広島市議会議長	
○ か加 計 雅章	北広島町議会議長	